

**熊本県公告第209号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成15年3月10日付けで次のとおり争議行為を行う旨通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成15年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 争議行為の目的  
協定破棄通告の撤回等77項目の要求獲得
- 2 争議行為の日時  
平成15年3月21日午前0時から本問題の解決に至るまでの期間
- 3 争議行為の種類  
健康保険八代総合病院の全体あるいは部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。
- 4 争議行為を行う場所  
健康保険八代総合病院施設の全職場及びその敷地（八代市松江城町2-26）

**登載依頼****熊本県環境審議会公告第3号**

第22回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成15年3月19日

熊本県環境審議会

会長 篠 原 亮 太

- 1 開催日時  
平成15年3月26日（水）  
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市東町四丁目10-1  
グラント肥後「朝日の間」
- 3 会議内容  
(1) 審議事項  
「平成15年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画」について  
(2) 意見聴取  
第12回「くまもと環境賞」被表彰者の選考について  
(3) 報告  
ア 熊本県環境管理システムにおける環境基本計画関連施策の進捗状況について  
イ 熊本県産業廃棄物公共関与基本計画について  
ウ 有明海・八代海再生に向けた熊本県計画について  
エ 熊本県環境審議会と熊本県自然環境保全審議会の統合について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 その他  
会議内容(2)意見聴取「第12回『くまもと環境賞』被表彰者の選考について」は、同賞被推薦者に関する経歴等個人情報に関わる内容であるため、熊本県情報公開条例第7条第2号に基づき公開しないこととするので、同議題審議の際、報道関係及び傍聴者には退席していただく。
- 7 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）  
（電話 096-383-1111 内線 7322）